

## 地方財政の充実・強化を求める意見書

島根県をはじめとする地方自治体は、対応すべき課題が年々増大する中で、地方創生・人口減少対策など新たな政策課題にも直面し、財政の更なる充実・強化が求められている。

しかし、経済財政諮問会議をはじめ政府は、「経済・財政再生計画」において、社会保障費や地方財政などのさらなる歳出削減に向けた動きを加速させている。

さらに、財政制度等審議会では、地方自治体における基金残高の増加を理由に地方交付税の削減を求める建議をまとめている。しかし、地方自治体の基金は災害や不測の事態に備えるためのものであり、地方財政には余裕があるなどとして地方交付税を削減するなど、もとより容認できない。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割であり、地方財源が削減されれば、国民・県民の生活と地方経済に疲弊をもたらすことは必定である。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行財政運営を実現するため、2018年度の政府予算、地方財政対策の検討並びに実行に当たっては、国と地方自治体が十分に協議の上、地方自治体の実態に見合った歳入・歳出を的確に見積もり、その財源を十分に確保されるよう次の項目の実現を求める。

### 記

- 1 社会保障、防災・減災対策、環境対策、地域交通対策、地方創生・人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、地方の財政需要に応じた地方交付税の法定率の引き上げを行い、地方一般財源総額の確保を図ること。特に、社会保障については、急増するニーズへの対応と人材を確保するための予算の確保及び地方財政措置を的確に2行なうこと。
- 2 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、地域間の財源偏在を是正するため、抜本的な解決策を検討すること。また、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。
- 3 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「重点課題対応分」「まち・ひと・しごと創生事業費」については、地方自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、今後も継続拡充すること。また、「地方創生推進交付金」については、地方自治体が創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とするとともに、その規模について一層の拡大を図ること。加えて、その交付金に係る地方の財政負担については、地方自治体が着実に履行することができるよう、引き続き「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。
- 4 先進的な自治体が達成した経費水準を地方交付税に反映する「トップランナー方式」は、過疎地域・離島等の条件不利地域を抱える地方自治体では、構造的に行政コストが高く非常に不利であるなど、客観・公平・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものであり、見直すこと。
- 5 地方自治体における基金は、災害や不測の事態に備えるために地方議会での審議を経て判断したものであり、残高の増加を理由に地方交付税の削減を行なわないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

# 義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の改善を図るための

## 2018年度政府予算にかかる意見書

明日の日本を担う子ども達を育む学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子ども達の豊かな学びを実現するためには、教職員定数を改善し、教材研究や授業準備、子ども達と向き合う時間を確保することが重要である。また、加えて、教職員の長時間労働の是正が喫緊の課題となっており、そのためにも定数の改善が急がれる。

現在、いくつかの自治体においては、独自財源による定数措置が行われている。島根県においても様々な教育課題に対して、「にこにこサポート事業」、「クラスサポート事業」、全小中学校の35人学級の実現など、独自の定数措置が行われているが、地方の独自施策に任せるだけでは、子ども達にとって決して十分な教育環境は実現できない。

また、増える一方の研究、研修、実践等の取組や部活動対応など、勤務時間外に業務を行わざるを得ない状況も生じている。このような現状の改善のためには、教職員の定数改善などの抜本的施策が必要である。

国の施策として定数改善に向けた財源保障が行われ、子ども達が十分な教育を保障され、学びを深め、生きる力を育んで行けるよう教育環境を整えるのは政治の責任である。

こうした観点から、2018年度政府予算編成において、下記事項が実現されるよう強く求める。

### 記

- 1 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数を十分に確保すること。
- 2 子ども達の教育環境改善のために、計画的に教職員定数の改善を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

## 精神障がい者への交通運賃割引を求める意見書

障害者基本法において、精神障がい者は、身体障がい者及び知的障がい者と同じく「障害者」として定義されており、障がい者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。

障がい者の自立や社会参加を促進するためには、公共交通機関などの移動支援が必要不可欠であり、鉄道、航空、旅客船、バス、タクシー、高速道路等の交通事業者においては、障がい者の運賃割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、身体障がい者及び知的障がい者を運賃割引の対象としていながら精神障がい者を対象としていない交通事業者も多く精神障がい者の社会参加を促す上で大きな課題となっている。

我が国では、近年、改正障害者基本法、改正障害者総合支援法、障害者差別解消法など共生社会の実現に向けた法整備が着実に進められており、平成26年には障害者権利条約が批准され、条約第20条では「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と定められている。

一連の国内法や条約に照らせば、精神障がい者に係る交通運賃割引制度の状況は、一刻も早く是正されなければならない問題である。

よって、国におかれては、精神障がい者についても身体障がい者及び知的障がい者と同様に交通運賃割引制度の対象とするよう各種交通事業者に働きかけ、必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

## 森林環境税（仮称）の早期創設の実現を求める意見書

森林は国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有しており、また、木材の供給を通じて地域産業の活性化と雇用創出に寄与している。

しかしながら、所有者・境界が不明確な森林の増加や担い手不足、長期にわたる木材価格の低迷等により、森林の荒廃が深刻な状況となっている。

地方においては、国の森林整備事業に加え、地方単独事業等を創設し、森林整備対策、林業・木材産業対策を実施しているが、長期的な視点に立った安定的な財源が十分に確保されていない。よって、下記のとおり強く要望する。

### 記

- 1 地方が行う森林整備の長期的、安定的な財源の確保のため、平成30年度税制改正において「森林環境税（仮称）」を創設すること。
- 2 具体的な制度設計に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものとする。また、県及び市町村が連携し、自由度をもった対策が実施できるようにすること。
- 3 税収は、民有林面積に応じて配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

## 平成29年度地域別最低賃金改定等についての意見書

わが国の経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率の雇用指標も良好な水準で推移しているが、県民の多くは景気回復を実感するまでには至っていない。また、近年、賃金水準をはじめとする格差や貧困の問題が顕著になってきており、特に教育機会の格差は、子どもたちの可能性を狭め、日本の将来に深刻な影を落としている。

そのような中、中央最低賃金審議会においては、最低賃金法改正以降、政労使合意や政府方針も踏まえた議論が行なわれ最低賃金の底上げが図られてきたところである。

その結果、地域別最低賃金は近年引き上げが続いているものの、島根県では、最高額の東京都と比べ214円も低い718円で、依然として十分な水準とは言えない状況にある。

1時間718円の賃金で2000時間働いても年収は140万円程度にしかならず、ワーキングプアと呼ばれる年収200万円程度の水準にさえ大きく届かないものとなっている。

最低賃金制度は、勤労者の生活を支えるための有効なセーフティネットであるべきものであるが、本県の最低賃金は、その勤労者の生計を満たす適正水準とは言い難いものであり、都市部との賃金格差が更に広がれば、若者を中心とした県内定住や人口減少に歯止めをかけることが難しくなると考えられる。

よって、下記の事項について強く要望する。

### 記

- 1 国においては、平成29年度地域別最低賃金の改定にあたって、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者」の実態を考慮し、一般労働者の賃金水準、経済諸指標、中央水準、当該県の实体经济、生活環境などを踏まえた適正な水準に引き上げるよう指導・助言を行なうこと。また、未組織の労働者やパートタイム労働者等に十分配慮した当該地域別最低賃金について、十分な審議が行なわれるよう徹底すること。
- 2 国においては、適正な最低賃金の改定に合わせて、中小企業者、小規模企業者に対する助成の拡充を早期に行なうこと。

3 国においては、賃金の引き上げによる下請け企業の労務費の増加分を、元請けへの製品価格へ反映できるよう対策を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。